

事故発生防止のための指針

(事故発生防止に関する基本的な考え方)

第1条 介護老人保健施設ケアテル猪苗代におけるサービスの提供において介護、医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、必要な知識の習得に努めることとする。

(事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2条

- 1、前条の目的を達成する為に、当施設に「事故防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- 2、委員会は、次に掲げる者で構成する。
 - ① 医師（施設管理者）
 - ② 看護師
 - ③ 介護士
 - ④ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - ⑤ 支援相談員
 - ⑥ 介護支援専門員
 - ⑦ 事務
 - ⑧ 管理栄養士
 - ⑨ その他委員長が必要と認めたもの
- 3、委員長は、施設長がこれを務める。
- 4、委員会は、委員長が召集し議論すべき事項は委員にあらかじめ通知する。
- 5、委員会は毎月1回の定例開催および委員長の判断による臨時会を開催する。
- 6、委員会は事故等の未然防止のためマニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新を行う。
- 7、委員会は事故・インシデント報告書、ヒヤリハット報告書を分析し、再発防止策を検討し、職員に周知徹底を図る。

(事故防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条

- 1、定期的な研修（訓練）の実施（年2回以上）
- 2、新任職員への研修（訓練）の実施
- 3、その他必要な研修（訓練）の実施
- 4、実施した研修（訓練）についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

(事故・ヒヤリハットの報告方法及びその改善のための方策に関する基本方針)

第4条

- 1、職員は事故の状況、発生を記録し、事故・インシデント・ヒヤリハット報告書を作成し、報告するものとする。
- 2、報告された事案を分析、検討し、対策を行うと共に職員に周知徹底を行う。
- 3、事故対策を講じた後に、その効果について検討する。

(事故対応に関する基本方針)

第5条

1、当該入居者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入居者の状況を判断し、当該入居者の安全確保を最優先として行動する。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行う。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

2、事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・インシデント・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告する。

3、関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー、等に事故の状況等について報告する。

4、県等への報告

県、保険者等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告する。

5、損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条

当該方針については、事業所内に据え置くと共に、当法人のホームページにも掲載するものとする。

(その他事故等の発生防止の推進のために必要な基本方針)

第7条

その他事故等の発生防止の推進のために必要な人員、物品等については必要に応じて検討するものとする。

附 則

この規定は平成16年7月1日より施行する。

この規定は、修正し令和6年4月1日より施行する。